

8 各種相談

区民が日常の生活で直面するさまざまな問題を迅速かつ適切に解決できるように、種々の相談事業を実施しています。区で実施している相談事業は、区民相談室で行っているものと、各課で実施しているものとに大別されます。

区民相談室では、「品川区区民相談室事業運営要綱」に基づき、区民相談員による一般相談や犯罪被害者等相談のほか専門家による専門相談を9種類設けています。相談の内容は多岐にわたっていることは当然ですが、時代を敏感に反映しています。令和3年度は、相続・贈与、土地・家屋、夫婦・男女関係、相隣関係に関する相談が多くありました。

各課で実施している相談の内容も多岐にわたっており、それぞれの担当部課で専門的にきめ細かく対応しています。

I 区民相談室相談一覧

相談名		開設日	時間	相談員
相談一般	区民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	区民相談員
	犯罪被害者等相談			
専門相談	法律相談	毎週水曜日及び 第2・4月曜日	午後1時～4時	弁護士
		第1火曜日	午後6時～8時30分	
		第3日曜日	午前9時30分～正午	
	税金相談	第2・4火曜日	午後1時～4時	税理士 (東京税理士会品川・荏原両支部)
	不動産取引相談	第2・4金曜日	午後1時～4時	宅地建物取引士 (東京都宅地建物取引業協会品川区支部)
	司法書士相談	第2木曜日	午後1時～4時	司法書士 (東京司法書士会品川支部)
	行政書士相談	第1～4金曜日	午後1時～4時	行政書士 (東京都行政書士会品川支部)

	社会保険労務士相談	第 1 金曜日	午後 1 時～4 時	社会保険労務士 (東京都社会保険労務士会品川支部)
	人権身の上相談	第 1・3 火曜日	午後 1 時～4 時	人権擁護委員
	国の行政相談	第 1・3 木曜日	午後 1 時～4 時	行政相談委員
	外国人生活相談	第 2・4 火曜日 第 2・4 木曜日	午前 9 時～午後 5 時	第 2 火曜日－英語 (英語相談員) 第 2・4 木曜日－中国語 (中国語相談員)

区民相談

区民相談室では、一般相談として日常生活の困りごとや悩みごとについての相談に応じています。令和 3 年度の取扱件数は 2,130 件で、相続・贈与に関する相談が 680 件(31.9%)、土地・家屋に関する相談が 392 件(18.4%) と上位を占め、親子・家族関係 176 件(8.3%)、相隣関係 164 件(7.7%)、戸籍・住民票関係 149 件(7.0%)、夫婦・男女関係 105 件(4.9%)、金銭・消費者 60 件(2.8%) と続き、その他の相談は種々広範囲にわたっています。

犯罪被害者等相談

犯罪被害に遭われた方やその家族の方の相談に応じ、必要な場合は公的機関等へ付き添います。令和 3 年度は相談件数 1 件、付き添い件数は 0 件となっています。

専門相談

(1) 法律相談

法律相談では、借地・借家、相続など、暮らしに関する法律問題について、よりよい解決のために適切な助言を行っています。令和 3 年度の取扱件数は 920 件で、中でも相続・贈与 252 件(27.4%) および土地・家屋 195 件(21.2%) が多く、夫婦・男女関係 157 件(17.1%)、金銭・消費者 126 件(13.7%) がこれに続き、相隣関係 54 件(5.9%)、損害賠償 45 件(4.9%) となっています。

(2) 税金相談

税金相談では、相続、贈与、不動産売買など税金に関する相談に応じています。令和 3 年度の取扱件数は 149 件で、相続税 81 件(54.4%)、贈与税 27 件(18.1%)、所得税 24 件(16.1%)、譲渡所得税 16 件(10.7%) の順になっています。

(3) 不動産取引相談

不動産取引相談では、土地・建物の取引に関する問題等の相談に応じています。令和 3 年度の取扱件数は 80 件で、土地・家屋についての相談が 78 件(97.5%) となっています。

(4) 司法書士相談

司法書士相談では、不動産や会社の登記手続きのことなどの相談に応じています。令和3年度の取扱件数は81件で、相続・贈与が58件(71.6%)、土地・家屋17件(21.0%)となっています。

(5) 行政書士相談

行政書士相談では、国や都・区などの官公署に提出する書類の作成や行政手続きについての相談に応じています。令和3年度の取扱件数は17件で、そのうち相続・贈与10件(58.8%)、税金2件(11.8%)、相隣関係1件(5.9%)の順になっています。

(6) 社会保険労務士相談

社会保険労務士相談では、年金、社会保険、労働問題などの相談に応じています。令和3年度の取扱件数は21件です。労働20件(95.2%)、保健・医療1件(4.8%)となっています。

(7) 人権身の上相談

人権侵害や家のもめごとや悩みごとなどの身の上相談に、人権擁護委員が応じています。令和3年度の取扱件数は3件となっています。

(8) 国の行政相談

国の行政機関などの仕事に対する要望や苦情を行政相談委員が受けています。令和3年度の取扱件数は1件です。

(9) 外国人生活相談

第2火曜日は英語、第2・4木曜日は中国語による相談を実施しています。令和3年度の相談件数は29件です。そのうち社会福祉6件(20.7%)、税金4件(13.8%)、親子・家族関係4件(13.8%)となっています。